

金融審議会第一部会（及びワーキング・グループ）の 検討状況

「異業種の銀行業参入（銀行の主要株主の異動）に関連するルール整備」及び「銀行業における新たなビジネス・モデルと規制緩和」に関する意見の中間的かつ概括的な整理。—— ワーキング・グループにおける意見の詳細は、「異業種参入に伴う銀行法等の整備・他業禁止の緩和等に関するワーキング・グループにおける意見等」参照。

A. 全体的な展望（総論）

1. IT革命の進展などの金融取引のインフラの変化を背景として、インターネット専業銀行の出現など、銀行業における新たなビジネス・モデルの構築の動きが加速している。
2. 昨今、各種の事業会社(=いわゆる異業種)が自らの顧客基盤や店舗ネットワークの活用といったシナジー効果に着目して銀行業に参入する意向を表明している。このような動きは、21世紀の金融の新たな展望の中で、顧客(消費者)に優れた金融サービスを提供するとともに金融界の活性化にもつながるものであり、基本的に歓迎すべきこと。
3. 銀行の業務形態・金融取引の変化については、決済コストの低下によるeコマースの促進や消費者利益の増加にかなったものである反面、顧客基盤の共有といったことについては、個人情報保護の観点からの適切なルール作りが重要な課題である。
4. 異業種参入に関する論点としては、顧客基盤の共有（ファイアー・ウォールの必要性、共倒れリスクの回避）の問題、顧客情報の流用（プライバシー保護）の問題、営業基盤の共有（事業親会社の店舗利用等）の問題、機関銀行化・機関保険会社化の問題、等が考えられる。
5. 保険業については、顧客（＝保険契約者）との契約期間が長期に及ぶこと・リスクを引き受けるビジネスであることに加え、契約内容が原則として変更されないという前提であることについて、保険業への参入を意図する者は理解することが重要。保険分野においても異業種参入に関する検討が必要。

6. 単に「異業種」ということだけでなく、銀行等の「主要株主」が不当に影響力を行使するといった弊害は起こり得る。従来、日本ではそのような例が極めて少なく、特に規制する必要がなくて済んでいただけであり、バーゼル銀行監督委員会の「実効的な銀行監督のためのコア・プリンシプル」や主要各国の検査・監督面における規制事例に鑑みても、銀行等と主要株主との取引をチェックする仕組みや株主資格そのものをチェックする仕組みが必要である。即ち、銀行と銀行経営に影響を与える株主の関係をどのように整理するかということが必要。
7. 銀行の他業禁止項目の見直しなどの規制緩和や銀行グループとしての業務範囲の検討に際しては、銀行業務に専念することによる効率性の発揮・利益相反取引の防止・他業の有するリスク回避などの他業禁止規定の趣旨を踏まえつつ、銀行業の収益源の多様化やワンストップ・サービスの提供による顧客利便の向上、銀行の国際競争力の強化などの観点から今日的な検討を行うことが適当。

B. 異業種の銀行業参入(銀行の主要株主の異動)に関するルール整備

1. 銀行経営の健全性の観点からは、新規に免許を取得して銀行業を開始する場合にとどまらず、既存銀行の相当程度の株式を取得して銀行経営に参画しようとする株主(主要株主)に対する取得時及び取得後を通じた適切な監督・検査が重要な課題。
2. 銀行業における新たなビジネス・モデルに即した規制を講じることが望ましい。また、個々の規制の相互関連性に留意して、全体としてバランスのとれた体系を構築すべき。
3. 「主要株主」の定義については、証券取引法上の大量保有報告書の提出義務者(株券等の5%超)、銀行の関連法人等(議決権の20%以上。人的な関係や融資等の取引関係等を通じて重要な影響を与えることができる場合は15%以上)、銀行の親会社・持株会社となる場合(50%超)などが検討対象となるが、銀行経営への実質的な影響力の行使などの観点から、例えば、株式取得に関しては、5%=届出、20%(または15%)=認可などのように、段階的なルールを設定することが適当である。
4. 主要株主や経営者の適格性の審査基準としては、諸外国の例(イギリスのフィット・アンド・プロパー原則等)も参考にしつつ、それぞれの立場に応じて社会的信用

(犯歴の有無等)や財務面の健全性(株式取得に係る財源調達も含む)等を重視すべきであると考えられる。

5. 主要株主に対する「報告徴求」については、主要株主の財務状況の継続的把握などの観点から、当局に権限を付与することが適当である。また、銀行等への影響力が強い主要株主に対する「検査」についても、報告の実効性を担保すること等の観点から、報告徴求と一体的なものとして当局に検査権限を付与することが適当である。しかし、検査権限の行使に関しては、検査対象となる「主要株主」をどのように考えるかといった検討やまずはモニタリングや対話といったプロセスを重視の上、特に必要な場合に限り立入検査を実施し得ることとするなど、当局の権限の濫用が行われないような規制体系が必要。

また、実効ある検査ができる体制の整備も必要である。

6. 銀行の主要株主からの独立性の確保の点は、"独立性"の意味するところが様々であり、例えば、銀行とその主要株主が営業基盤を共有することはシナジー効果の発揮の観点からは望ましいものであるが、反面、主要株主の経営悪化が銀行の営業基盤を危うくする可能性もあるなど複雑な問題。このような観点からはリスク遮断に留意する必要がある。また、銀行経営悪化時に主要株主に支援責任を課すとすれば、主要株主の銀行経営に関する支配(=株主権の行使)について徒らに制約を付すことは望ましくないと考えられる。
7. 銀行から主要株主に対する融資などの取引に関しては、現行の大口信用供与規制やアームズ・レングス・ルールなどを基本にしつつ、主要株主が影響力を行使することによる「機関銀行化」の弊害防止等の観点から、どのような追加的な措置が必要か検討することが適当。
8. 諸外国の例にならい、主要株主が法令に違反して株式を取得した場合、虚偽報告、検査妨害等に対しては、罰則を課すことが必要。

C. 銀行業における新たなビジネス・モデルと規制緩和

1. 銀行の無人営業所やインターネット・バンキングの普及などデリバリー・チャネルの多様化の中で、利用者利便の向上の観点から、ノンバンクCD等での預金の引出しを認めることが適当ではないか。また、銀行の支店・営業所の設置などについて

も認可制をより柔軟な規制とすることが望ましい。

2. スーパーなどの小売店のレジ等でカードにより現金を受け取るサービス(キャッシュ・アウト)については評価できるものの、顧客情報保護の観点やカードの悪用やトラブル等による損害の補償を関係者がどのように分担するかの整理が必要。
3. 新たなビジネス・モデルの銀行のリスク管理については、現行の自己資本比率規制がフィットしない場合があり、金利リスク、デュレーションのミスマッチなどそれぞれの状況に応じたリスクを考慮することが適当。
4. 銀行業が新しい金融サービス業に変貌しつつある中、財務力やリスク管理が十分な銀行については、業務範囲の弾力化を柔軟に図っていくとの観点も必要ではないか。
5. 銀行法等においては付随業務として債務保証などが例示されているが、これ以外の業務が「その他の付随業務」に該当するかどうかの基準が現在は示されていない。これを当局が呈示し、行政の透明性を向上させるとともに、銀行等が新たな付随業務を開始することを容易にすることが望ましい。また、その過程などにおけるノー・アクション・レターの活用が図られるよう取り組むべきではないか。
6. 銀行等の従属子会社について、現在原則90%以上となっている収入依存度規制や親銀行の持株比率100%との限定について見直しを検討するとともに従属業務と金融関連業務の兼営等についても、柔軟に対応する方向で見直しを行うことが適当。
7. 銀行の資金調達手段としての社債について、一定の要件を付した上で、発行手続の改善の余地がないか検討すべきではないか。

(以上)